◆小野峯生委員 大変ご苦労さまでございます。時間もないので、率直にお伺いさせていただきます。正直な気持ちを、お答え願えればと思っております。

まず、1点めでありますが、新潟国際海運というのは承知のとおり県から3億円の出資を受けている会社になります。しかも、県は資本金の約65パーセントを占める筆頭株主であるということ。その県が県民利益の損失をいろいろな意味で回復するために、当然、トラブルがあったという認識のもとにいるわけですから、この契約のトラブルの事実確認を、筆頭株主である65パーセントの株を持っている県がする。今の状況は、皆さんがたのやり取りの経過で、状況を見極めてからやるというふうなことで、実質は、株主説明会の開催を要請したということだけで、ほとんどやっていないわけであります。そのような立場の県から皆さんがたのほうへ聴き取り調査だとか、内部資料の提出等々を含め、要求があれば当然私は調査に協力すべき、応ずるべきだというふうに考えますが、いかがお考えですか。簡単にお答えください。

◎五十嵐純夫代表取締役社長 先ほど来、御報告、御説明しておりますけれども、私どもは飽くまでも、第三セクターでありますけれども、民間会社でございます。したがいまして、商取引の中ではやはりこういう守秘義務といいましょうか、こういうルールを守らなければ、あとはだれも相手にしてくれないということがございます。先ほど説明申し上げましたように、売買契約の守秘義務が解除になりましたのは、事実上解除になりましたのが7月14日でございます。したがいまして、7月15日以降につきましては、相手方の名前、あるいは契約の内容等についてきちんと報告し、そしてまた記者会見でもそのように報告しております。

しかしながら、昨年8月のこの売買契約の交渉の経緯、あるいは契約の内容については、これはまことに恐縮な言い方をしますけれども、例えば地方自治法とか、いろいろの御要請があったとしても、私どもとしては、民間会社としては御報告できない、お話しできないということを何とぞ御理解いただきたいと思います。私としては、個人的な気持ちでありますけれども、新潟県、あるいは新潟国際海運がきちんと説明できないということは大変申し訳なく思っておりましたが、それはそういう事情であるということを、ぜひ御理解を頂きたいと思います。

◆小野峯生委員 結局、皆さんがたは、法的には認められているからといって、パナマ会社は 100 パーセントの子会社、そのためのペーパー会社で、皆さんがた3人はまた取締役になっている。その会社と一体と見られてもしかたがない。その会社を倒産させるわけですよ。解散して清算する。そういうふうに、船の売買の世界は非常に狭い。そういうふうなこと、信義にもとるような行為をしておいて、私に言わせればしておいて、そのやり方はないのではないの。もう利益なんか生まれませんよ、多分。非常にこの仲裁判断でも言っていますが、皆さんがたの未熟な判断からそうなった。そういった中には、この船の購入で皆さんがたの執った行為、これは商行為の中で信義にもとる行為であるということになれば、今度はフェリーの買い付けや何かでとどろきわたって、信義がないわけで、それだけでできなくなってしまうのですよ。そういう可能性が非常に強い。そういうふうな話を私は聞いているわけですが、いかがですか。

◎五十嵐純夫代表取締役社長 パナマ会社は、確かに出資は新潟国際海運でございます。しかしながら、もともとできた経緯というのは平成21年当時、4か国で作った会社が船を調達したい、それでは日本側が日本の船を調達しようということで作られた会社で、決してペーパー会社でもなければ、悪い意味の一体のものではございません。ただ、パナマ会社は船を購入する、保有するということの中で、当然、おのずとできるだけ経費はかけないようにということの中で、例えば役員を兼務していたりするわけでありますので、そこは、そのようにお話し申し上げたところでございます。

それから、パナマ会社の清算の問題でございますが、これは不道徳だとか詐欺だとかと言われておりますが、これは全く私どもとしては心外でございます。委員長、できましたらその辺のところは弁護士から報告させていただくようにお取り計らいいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◆小野峯生委員 委員長にお願いしますが、弁護士の発言の分は、私の質疑の時間に入れないでください。

◎山口伸人弁護士 パナマ会社の代理人弁護士の山口でございます。今、新潟国際海運が株式を 100 パーセント持っているパナマ会社と新潟国際海運は一体ではないかといわれますが、これは全く別法人でありまして、また、株主というのは会社の債務については責任を負わないと。これは株主有限責任の原則といいますが、これは法律で決まっているわけであります。法律上、株主であるからといって、会社の債務を肩代わりしなければいけないということは全くございません。

また、実際に海運業界では、先進国というか日本では非常に多いわけですけれども、日本の会社がパナマに子会社を設立して船を購入する、船を所有すると。たくさん例がございます。しかし、そういった場合に、パナマの子会社が、あるいは経営に行き詰まって債務が支払いできなくなると、親会社である日本の会社が、その債務を肩代わりしなければいけないというルールといったものは、確立されておりません。

◆小野峯生委員 この仲裁判断が出ましたよね。そういった中に、この業界、あるいはこの間、新 潟日報紙で学者の先生がこの件についての通説を述べておられますが、もうこれで仲裁判断という のは皆さんがたは御承知のとおり、裁判所では最高裁判所の判決で、一発で終わり。その中で、そ れが決定してしまえば、それに従わないというようなことは、この業界では考えられないというこ とですよね。考えられないのですよ。たとえそれは、皆さんがたは、向こうから裁判を訴えられれ ば勝てるというふうな心証はあるのでしょうが、そうではなくて、ほとんど負けてしまう。負けて しまうというふうに、少なくとも私は聞いています。

そういった中で、私は正直に言うと、今のうちに県の出資金は支払ってもいいから、将来に向けて我々が船を買って運航する、その利益が大であれば、それも支払ってしまったほうがいいと思っているのです。それくらいのことを思っているのですよ。これは弁護士さんに聞くのではない。五十嵐社長、お願いします。

◎五十嵐純夫代表取締役社長 繰り返しになって恐縮でありますけれども、仲裁の結果は結果として私ども受け止めて、真剣に検討したわけでございます。今も弁護士からお話し申し上げましたように、商取引の中では、先ほども御説明申し上げましたが、例えば幾ら支払えというふうな結果が出たとしても、実は私どもとしては、もういろいろお金を調達してもできない、あるいは調達できないということになれば、清算というふうなものは法的に認められているわけであります。ですから、例えばこれはいいことかどうか分かりませんけれども、かりにパナマ会社が支払い能力はありませんよといったときに、普通は商取引では債務保証を取るとか、連帯保証人をつけるとかというものがあるわけです。私が聞いた業界のかたからも、そういうことは普通に行われていると。ですから、今回の場合も、これは売主の立場で言うわけではありませんが、かりに我々の会社はもうとてもお金がないし、もう資金調達できませんといったときに、それでは連帯保証人、あるいは債務保証者から取ればいいではないかと。肩代わりして支払ってくださいよと。

しかしながら、ここが大事なことなのですが、相手がたは、契約書に、そのような項目はないよと。債務保証の項目がないから、私どもは取らなかったということを言っているわけです。であるならば、債務保証を取らなかったのは相手の責任です。ですから、何も私どもが不正をしているわけでもない。裁判うんぬんのことについては、少し省略させていただきます。

◆小野峯生委員 私は法的に問題があるとか、そういうことを言っているのではなくて、商行為、信義、あるいは公序良俗に反していないかという話をしているので、そういった中で、県から皆さんがたに対してそういうふうな積極的な調査とかトラブル解消のための、協力依頼があったら、私は少なくともそれはきちんと応じるべきだというふうに思っています。そのことを申し上げて、次に進みます。切りがないですから。

それから、先ほど柄沢委員からもお話があったのですが、検船のときに何で船を試験運航もしないで買ったかと。これはもう、この世界で試験運航するのは常識の中の常識といわれているところでありますが、これは全く県のほうの無知、携わったかたの無知だというふうなことで、この仲裁廷の中でも言っていましたので、この仲裁判断はほとんど負けですよね。仲裁費用は90パーセント皆さんがたが支払うのだから。これは普通の裁判でも、もうほとんどそういうことは五分五分だったか、そういうふうなことで聞いていますが、そういうふうになってしまったということは、ほとんどこの世界では、皆さんがたは全く。読みましょうか、この一部。読んでもいいのだけれども、時間がないので読みませんが、皆さんがた負けなのですよ、これは。その引き渡しはどうのこうの

と、それは物が行ったり来たりしていないからそうなのであって、これは皆さんがたのかんぺきな、 あなたがた、ばかにされているのだよ、無知だというふうに言わんばかりの仲裁判断ではないです か、結果は。そうなのですよ、これは。いかがですか。

◎五十嵐純夫代表取締役社長 私が何度も申し上げていますように、試験運航を仁川港の沖でやることについては、やはり一定の整備もしなければならない、手続きも大変だ、もちろんこれは船級はないということになるわけであります。しかし、我々は相手方の話、あるいは検船レポート等の中で、これはそれだけの、例えば我々の試算だと、何千万円もかかるかもしれないということの中で、これは試験運航しないで買おうというふうなことになったわけであります。

それから、仲裁判断のことについて申し上げますと、これは売買契約書は無効であるということを申し上げたわけですが、そのときに問題になりましたのは、18 ノット出るか、出ないかという速力の問題でございます。これは、別に試験運航をやった、やらないというふうなことには関係がないと私は思います。ただ、申し上げましたように売買契約書の項目には、速力はございません。これは、間違いなくございません。しかし、仲裁判断の中では、そのように速力の担保をしてもらいたかったら、きちんと書くべきだったということを指摘されているわけではございます。一般的には、売買契約書には項目もないし、書かないのが普通だと。あるいは、相手の言っていることもそうだし、我々の検査結果も大体、いろいろ問題箇所はあるけれども、メインエンジンは大丈夫だからできると。現実に、広島に回航するときにはメインエンジンの故障、支障等はございませんでした。ですから、私どもが無知というのは、私は、ちょっとどういうことかはよく分かりませんが、私どもはそれなりにベストを尽くしたけれども、なかなか十分ではなかった。しかし、そのことは結果的に、速力も書かなかったのは私どもの手落ちだということの指摘の中で、そのことについては当然、私も責任を認めているということでございます。

◆小野峯生委員 ですから、契約上、スピードは重要で、これは中古品ですから、その当時の新造のときのスピードだったかというものは、こういうふうな売買では関係ないのだそうですよ、重きを置かない。そういった中で、それを入れないと。かりにそれが必要条件であれば入れるべきだと言っているのですよ。こう言っている、かんぺきに。だから、それはその世界の常識、それがなかったということですよ。指摘しておきます。

次に、まとめて聞きます。先ほど話があったかもしれません。契約の決定を筆頭株主の県に報告したのは何月何日で、だれにしたのか、そしてだれの判断かは、柄沢委員が聞いたからいいです。イタリアの船級を取れると約束したと。イタリアの船級の結果、皆さんがたから資料を出してもらったのはあるのですが、ぼろ船と言っているのですよ、ぼろ船、一言で言えば。何でそのようなもの買うの、問題になりませんよ、これは。指摘しておきます。

次に、何月何日にだれにしたのかをお答えください。

〇小林一大委員長 参考人に申し上げます。たくさんのかたが質疑を予定されておりますので、簡潔に御答弁をお願い申し上げます。

- ◎五十嵐純夫代表取締役社長 少し私の説明が長くなって申し訳ございませんでした。それは、配付資料の3ページから4ページに書いております。
- ◆小野峯生委員 五十嵐社長さん、声を荒げて申し訳ないのだけれども、大事な話なのでしているのですが、あなたを責めているわけではないのですよ。県は、あなたがた新潟国際海運が、オハマナ号を購入するという認識を十分、有していたのかどうかということですよ。あなたの認識をお答えください。県側がどうかと。
- ◎五十嵐純夫代表取締役社長 これは、皆さんすでにお持ちかもしれませんが、私どもが検船に行った後におきましても、私どもパナマ会社だけではそれは判断できない、検討できないということで、関係者会議、すなわちパナマ会社、新潟国際海運、県、新潟市、佐渡汽船グループのことというふうなことで開催されております。その中で、お互い情報を交換し、また意見を交換しということの中でやっているわけでございます。したがいまして、県にもそういう場を通じてお話しし、また必要なアドバイスは頂いていたということでございます。

- ◆小野峯生委員 はっきりしないのだけれども、県は認識していたと思うのか、思わないのかどちらですか。
- ◎五十嵐純夫代表取締役社長 交渉に入る前には、当然そういうお話をしておりましたので、私どもがこの船を買いたいということは知っていたと思います。そしてまた3隻の中では、この船がいちばんいいという認識を持っていたと思います。
- ◆小野峯生委員 そうすると、もう認識していたと。知事は認識していたと思いますか、どうですか。
- ◎五十嵐純夫代表取締役社長 よくそういう御質問があるのですが、文書、口頭を問わず、私どもの担当課は交通政策局の港湾振興課でございます。したがって、私どもが知事さんに直接お話しするなどということはありえません。それは県の内部の話かと思います。
- ◆小野峯生委員 私は、社長の感触として言っているのです。県のトップですから、当然県は話をして通じていると思うのは当たり前でしょう。そうでなければ、あなたがたは結論など出せないのではないですか。
- ◎五十嵐純夫代表取締役社長 私の認識ということでございますが、私どもが県から出資を受けましたのは、昨年8月28日に振り込んでいただきました。その際に、県のほうでは知事さんの決裁が必要なので、その辺のところの話はされたと。したがって、8月24日は船の個々具体的なことまで報告されたのではなくて、出資をすると。この業界の場合ですと、要は金がなければ交渉もできないということで、そういうお願いをして、やってもらったということでありますので、私はそういうふうに認識しております。
- ◆小野峯生委員 少なくとは県は、知事も、県側が、出資と、それからオハマナ号と、社長はそういうふうな環境は整っていたと、少なくとも。そうお思いですよね。そういう理解でいいですね。
- ◎五十嵐純夫代表取締役社長 8月26日のことをお聞きになっていて、要するに県が出資する前のことでしょうが、県のほうには、やはり私どもパナマ会社は、新潟国際海運を通じて、オハマナ号を買いたいということは伝えております。
- ◆小野峯生委員 もう少しいいですか、時間。社長はこの船にしたい、契約したいという7月 25日の新潟日報の記事ですよね、この発言を翻しましたよね、わずか1日もたたないうちに。県への報告について、7月 25日の記者会見で、五十嵐社長、あなたは新潟日報によれば、船の購入について、この船にしたいのだと。オハマナ号ですよ。契約したいと申し上げたと。金額はドルでとお話ししたというふうな記事がある。御承知でしょう。その話をきちんとしたと。具体的なドルでお話をしたのだけれども、それをわずかな時間の中で前言を撤回したということは、自分の意思でなされたか、あるいは県側から、あるいはどこかから、何らかの話があって示唆をされたかどうか、あるいは指示があったかどうか。その辺のところをお聞かせ願いたい。
- ◎五十嵐純夫代表取締役社長 私はこれまで、少し記憶違い等で御迷惑はかけたことはありますが、言っていることは別に訂正したことは何もございません。要するに、この船を検船に行って、その状況は当然、県も知っており、そしてまた関係者会議で情報を共有していたわけでございます。ただ、私が何度も申し上げておりますように、私どもが交渉に入りましたよと。その交渉の過程、あるいは契約の内容については一切お話しできませんということでございます。ですから、それは向こう側からほかの国との競争があるよと、どこかの新聞に出ておりましたけれども。したがって、売主側はこのような条件を出しているということは、当然承知していたということでございまして、別に私は前言を翻したとか、そういうことでは決してございません。
- ◆小野峯生委員 それでは、私から、事実関係だったか、そういうものをきちんと聞きます。そう 難しい話ではないので、きちんと答えてくれればそれでいいので。

まず、第1点めでありますが、今の皆さんがたから頂いたこの資料3。今回の船舶調達に関する 会社の対応で、以下については解明が必要という部分。それから、助言をしていたけれども、懸念 していたけれども、結果的にはこの懸念も、皆さんがたの話からいうと、新潟国際海運なりパナマ会社が調達を契約までしてしまったというふうな総括的にそういうふうな話なのでありますが、県が筆頭株主で、約65パーセントを出資しているわけですが、このことで今もこの解明が必要だと。1番について、解明が必要なことと書いてあるのですけれども、解明をするため、あるいは県民の利益を守るため等々、総体的な県民の利益を守るために、皆さんがたはその県の出資比率約65パーセントで筆頭株主という権利を利用して、この皆さんがたのいう解明、きちんと証拠資料とか、内部資料、社長等への聴き取り、そういうふうなものをする。当然する。今、大変、出資の配分が重いという話があったのですが、それをすべきだと思っていますが、それはやっていただけますね。

- ◎桐生裕子交通政策局長 トラブルの当事者は、第三セクターの子会社パナマ会社と韓国企業でありますけれども、両者の言い分にギャップがあるというふうに思っていて、まずは事実関係を明らかにする必要があると思っております。今後、第三セクターに対する監査請求を行うなど、事実関係等を見極めたうえで、このような事態を招いた責任についても確認していきたいというふうに考えております。
- ◆小野峯生委員 先ほど、交通政策局長、私、ちょっと聴き漏らしたところがあるのですが、そういうふうな意味ならきちんとやっていただきたい。やっていただけるのですよね。それは間違いないですね、ないね。先ほどの交通政策局長はどう思うかという答弁で、私、ちょっと聴き逃したところがあるけれども、今後の経過だとか、経緯を見極めたいという話をしてるのです。知事もそう言ってるのですよ。そうではないね、一歩も二歩も進めてきちんとやっていただけますね。お答えください。
- ◎桐生裕子交通政策局長できる限り、最大限の措置を講じてまいりたいと思っております。
- ◆小野峯生委員 これはいつから取りかかりますか。皆さんがた、守秘義務が解けてからだいぶ立つのですよ。これ7月17日でしょう。かれこれこんなことをして1か月になりますよ。きちんといつからやりますか。
- ◎桐生裕子交通政策局長 いつからというか、もうすでに始めているというふうに思っております。
- ◆小野峯生委員 きちんとやっていただきます。よろしくお願いします。

続きまして、簡単だから、ずっと事実関係を聞いていくだけですからね。淡々と答えればそれでいいのだから。

中古フェリー、これを購入するために、皆さんがた、知事政策局と、知事に対してのレクを、これ最低でも2回以上はやっているね。2回はやっているのですね。平成27年6月25日、それから契約前の8月24日。契約は8月26日と、1日置いてやっているのですが、そういったところで新潟国際海運だけでこの買い物は絶対、独断ではできない。県が、どなたかが、皆さんがたが関与して、これでいいよという了承を得なければこんな契約はできるわけないのだから。できるわけないでしょう、そんなのは。そこで、知事に対するレク、特に8月24日にどういうレクを行ったか、具体的にお答えください。

- ◎桐生裕子交通政策局長 6月のレクでは検船した候補船の内、優位性が見込まれるオハマナ号について、パナマ会社がさらに検船評価を行ったうえで候補を絞り込むとしているという御報告をいたしました。8月には、このときに出資金の支出の決裁をもらいに行ったわけですけれども、そのとき、今後の船舶調達に備えて、新潟国際海運へ出資するという話をいたしました。その際、オハマナ号について契約交渉を進めているという旨、報告をしたところでございます。
- ◆小野峯生委員 8月24日ね。はい。ということは、知事はオハマナ号で、これで契約を進めていると、絞ってやっているという、そういう認識は持っていたということですね。持っていたということでしょう。
- ◎桐生裕子交通政策局長 オハマナ号に絞って具体的に契約交渉を進めているという旨はお話ししておりましたけれども、これで契約するというようなことについては、事後報告でした。

- ◆小野峯生委員 だから、それに絞って契約を進めていると。最後の段だと。実際に、一日置いて 契約してるのだから。そうでしょう。知事はどういう認識でいたと思っているの、あなた。交通政 策局長の思いだから言ってくださいよね。どう考えていたかと、分かるでしょう。認識あったと思 うよ、私は絶対、知事は。
- ◎桐生裕子交通政策局長 オハマナ号について契約交渉を進めているというお話はしましたけれども、詳細の説明まではあまりしていなかったかと思います。
- ◆小野峯生委員 何でしなかったの。何でしなかったのですか。これだけ重要なプロジェクトで。 おかしいでしょう。
- ◎桐生裕子交通政策局長 今回のプロジェクトの仕組みが、県は出資することによりパナマ会社が 船舶の調達を含む安定航行、そして、安定な経営を保つことにより、このプロジェクトが円滑に推 進できるということを目指して出資するということにしたわけでございますので、個々の契約につ いては、特に知事からの御指示もありませんでした。
- ◆小野峯生委員 知事ではなくて、あなたがどう思っているかを聞いているのです。そうでしょう。 知事は、あなたの説明を受けて、どう思っていたかと思うかと聞いているのです。それは、だって 知事の了解を得ないと、あの件は了解なんか出せないでしょう。それで候補を絞ってやって、出資 金を出せと言っているのでしょう。
- ◎桐生裕子交通政策局長 大変申し訳ないのですが、私の口から説明したわけではなかったので、申し訳ありません。
- ◆小野峯生委員 だれがしたの。だれがしたんだって。
- ◎桐生裕子交通政策局長 8月24日の決裁は港湾振興課長が知事にもらったということです。
- ◆小野峯生委員 中身を聞いているのだから。具体的な中身を、きちんとどういうふうに説明したのか。

次に行きます。時間がないから。知事には皆さんがたがその説明をしたのだけれども、知事のほうからは船の購入だとかについて、オハマナ号のことを、絞っていってるのだから、それは出資してくれというふうな話をしてるのだから、それに関連して、知事のほうから購入、申込状況、購入費だとか、船の状況、改善費等の問題、その辺の質問は出たのですか。出ないのですか。

- ◎水口幸司副局長(交通政策局) この8月24日の決裁の際には飽くまでその出資、経営安定のための出資ということで、実際の御説明に上がりましたので、船の購入についての説明は、知事におかれましても、それを判断するということの認識はなかったというふうに考えております。
- ◆小野峯生委員 ありえないよね。だって、皆さんがたは出資してくれと、これオハマナ号に今、限定して進めている、今、購入を進めているのだということで、それについて出資してくれと言ってるのでしょう。少なくとも2隻に絞って、だんだん絞ってきて、1隻について入札も含めて申し込んでいるのをオファーしているのだから。そういった中で、知事に何で説明しなかったのよ。おかしいです、あんなものは。
- ◎水口幸司副局長(交通政策局) 知事も記者会見とかでおっしゃっていますけれども、基本的には船を決める立場ではないということですので、例えば、飛行機を買うとかという例が出されていましたけれども、そういうことであれば止めるでしょうけれども、具体的にA船、B船という船についてどれを買うかということにつきましては、会社に任せておられたというふうに認識をしております。
- ◆小野峯生委員 では、先ほど言ったけれども、県の、県民の税金を出資するという意味で、あなたがたはどう重きを成しているの。知事だってそうでしょう。どう思いますか。それは完全な間違いだと思うよ。そうなのであれば。知事もあなたがたの責任も重いよ、これ。

- ◎水口幸司副局長(交通政策局) そういった責任という観点におきましては、先ほど、御説明しましたような懸念をきちんとパナマ会社に示すということで対応しておりましたけれども、最後の判断につきましては、やはりパナマ会社ということでございました。
- ◆小野峯生委員 あのね、知事も知事、あなたがたもあなたがた、この件については。こんなものではない。当然、あなたがたの責任、県の責任、知事の責任、こんな状態だと重いよ。こんなプロジェクトやめてしまえ、もう。こんなもの。
- ◎桐生裕子交通政策局長 6月25日の知事に説明したときのことを、もう少し詳しくお話しいたしますと、外観の写真などをお見せして、かなり傷んでいるのではないかということもありましたけれども、いろいろな必要な修繕等はして、化粧直しもし、また改造はしていないかということに対しても、そういったものもあるけれども、撤去をするというような話ですとか。
- ◆小野峯生委員 もう時間がないからぱっぱっぱっと一つ一つ。あと、反論しないから答えてください。こちらからは次に言わないから、いいね。

それで、レクでの指示。知事からの指示を受けて、部局はどう動いたの。知事からは指示がなかったからそのままなのだよね、これは。それでいいね、そういう理解で。だって、知事からの指示はないのだもの。知事は、それでいいと言ったのか。

- ◎水口幸司副局長(交通政策局) 出資の決裁を頂きましたので、出資という形でお金を支払いました。
- ◆小野峯生委員 知事にそういうふうなこと、あいまいなものを、知事もあまり理解していなくて、 あの船の絞り方、契約に至っているわけだけれども、それぞれの皆さんがたのそれぞれの段階で係 長、課長さんだとか、副局長だとか、局長といった中で、それぞれの部署、部署、つかさ、つかさ で判断しながらやってきてたよね。知事が直接指示しなくても、皆さんがたは、知事の考え方をし んしゃくしたり、考慮したり、おもんぱかったりしながらいろいろな計画とか、あるいはこういう ふうなものを進めている場合はいっぱいあると思うよ。あると思うけれども、この場合はどういう 行動をあなたがたは。出資をして、その後、皆さんがたは少なくともオハマナ号を買い付けるのだ という意思は持っていたわけだから、そこでどう行動したのですか。要するに知事にあまり説明な く進めたのですかということ。
- ◎桐生裕子交通政策局長 先ほどの資料説明でも申し上げましたけれども、いろいろなできる限りの懸念等は示しておりましたし、また事業費が大きくなるかもしれないというようなことについてもいろいろと、それは出資する立場で大変大きなことですので、その対応をどうするかというようなことについては、パナマ会社とやり取りしておりました。
- ◆小野峯生委員 知事には報告しなかった。検船の結果は知事に報告したのですか。今のも答えて、 はいと言ったから。その文面も答えてください。
- ◎桐生裕子交通政策局長 事業費が増大するかもしれないということについては、知事に9月 25日に御報告して、それは、はい。
- ◆小野峯生委員 検船の結果は、知事に6月25日、8月24日にレクをやっているのですけれども、 そのとき、検船の結果は知事にきちんと報告したのですかね。
- ◎桐生裕子交通政策局長 古い船なので、修繕箇所はかなりあるのだけれども、それは大きな支障はないし、修繕すれば十分使えるというような報告をいたしました。
- ◆小野峯生委員 今日の新潟日報紙上でも指摘されておりましたけれども、契約について、県はあなたがただよね。造船会社、株式会社神田造船所というのですが、修理、修繕の見積もりを依頼しているわけだよね。やらせているのでしょう。してないの。あなたがたがしたのでしょう。その見積額は幾らだったのですか。今日の新潟日報に、あんな大きく載っています。幾らですか。

- ◎桐生裕子交通政策局長 見積もりを依頼したのは県ではありません。
- ◆小野峯生委員 では新潟国際海運ですか。では、今日の記事は何なのだ。どう理解していますか。
- ◎桐生裕子交通政策局長 造船所のほうから見積もりが会社に示されたと。
- ◆小野峯生委員 かってに見積もりが示されたの。だれかが依頼しないと来ないのではないの。そ ういうものなの。私、全然分からないから聞くのだけれども。
- ◎水口幸司副局長(交通政策局) その造船所につきましては、実際に船舶を日本に取得した後に、いろいろ改造とかすることもありましたので、相談したという関係はありましたけれども、見積もりをだれが依頼したかということを確認した段階では、県でもパナマ会社でもないということでございました。
- ◆小野峯生委員では、改造費は、今日の新聞に載ったけれども、あなたがたはその改造費について、幾らかかると今、認識してるのですか。7億円とか9億円とも言われていたけれども。
- ◎水口幸司副局長(交通政策局) 新聞記事に書かれておりました最初の見積もりにつきましては、 9億円というふうに聞いております。その後、それをいかにコストを圧縮するかというところの検 討はしていたと聞いていましたけれども、最終的に幾らになるかというのは、実際、船がドックに 入ってみないと分からないということでございました。
- ◆小野峯生委員 その見積額だよね。皆さんがた、その船を買うより、すごい高いわけだけれども、それは7億円とか、9億円、幅があるわけだけれども、これはどうか。実質的にこれを修繕して使うなどということはもうないのだけれども、あなたがたは関係ないのだけれども。というのは、スピードよりもそちらのほうで分かってやめてしまったのではないかという懸念があるものだから聞いているのだけれども、そこはどうなのですか。7億円とか9億円の改修費だとか、改善費とか、皆さんがた、それをしたときどういう感想を持っていたのですか。
- ◎水口幸司副局長(交通政策局) 船舶契約前につきましては、会社のほうからは二、三億円の改修費ということで聞いていましたので、その9億円と聞いたときには正直びっくりしたところはございました。それで、その改造費が9億円かかることにつきまして、さらなる改造費の圧縮ですとか、また、さらにその支援なんかができないかということは検討していたところでございました。
- ◆小野峯生委員 最後にします。最後にしますが、どうもやっぱりね、皆さんがた、ものすごいね、聞いていると不可解な点が非常に多すぎる。多すぎますよ。私どももこれ、最後まで質疑をさせていただきますけれども、ずっと、今日は、夜までさせていただきますが、これで多分済まないかもしれないよ。皆さんがた覚悟して、きちんと出すものは出して、県民の利益のためにですよ、広い意味でだよ、県がいわゆる出資金を取られるとかそういうふうな形ではないのだよ。この計画を、私は新たな形で考えて、計画はこの大構想を実現するためにもきちんとしてもらわないとだめなのですよ。いいですね。それだけ申し上げて終わります。

◆小野峯生委員 それでは、私のほうから質問させていただきたいと思います。

今ほど、8月24日の知事レクのことで質問があって、答弁も頂いたわけでありますけれども、手付金を早くしたいからと、打たなければいけないからということでありましたが、その節に、手付金を支払ってくれという決裁をもらいに来ているのに、問題点、いろいろな船の関係の問題点は、事務当局が話をするわけはないではないかというふうな答弁があったかというふうに、大筋で思っています。

先ほどの交通政策局の答弁ですと、詳しくはしなかったかもしれませんが、課題解決に向けて、 課題、懸念がある、船の購入について、あるということは伝えたのだというふうに言っているので すが、ここはまるでなかったというふうな認識ですか。

- ◎泉田裕彦知事 オハマナ号の前々所有者は、セウォル号運航会社ということで違法改造を行っていた会社ということです。先ほども少し申し上げましたが、三角航路のときも、実際、来た船を見にいきましたけれども、かなり古かったなという印象が残っています。したがって、大丈夫かというようなやり取りは数分だと思いますけれども、あったと思います。ただ、そのときに具体的な資金計画をどうするのか。検船レポートがどうで、どんな指摘がされているというような話はなされておりません。
- ◆小野峯生委員 そのときには、今までは出資についての決裁をしただけで、契約がオハマナ号に 絞って、そういう認識はその当時、そのときにそんな意識はなかったのだと、聞いていなかったと いうふうな当初の答弁だったと、新潟日報紙などにはそう載っているのですが、そこははっきりし ていただきたいと思っているのですが、どうだったでしょうか。
- ◎泉田裕彦知事 これはどういう船かというところと、それから課題が何なのか。例えば、エンジンルームがどうだとか、船速がどうだとか、検船レポートをやった結果がどうだったとか、そういう船の検船結果の説明は受けていないということを申し上げております。
- ◆小野峯生委員 今日も交通政策局の説明の中で資料を頂いているのですが、その中の課題が三つ、 スピードだとか、そういうふうなもの。あるいはその中の幾つかの課題があって、懸念している材料だとか、全部載っているわけです。ごらんになったと思いますが。その件についての説明はなかったということでいいのですか。
- ◎泉田裕彦知事 体系的に知事レクに入る前に開かれた関係者会議があります。その中で話された内容は、私のところに報告はありませんでした。会議があったことも含めて、認識しておりません。これは先ほど申し上げたとおり、出資金を出してくれというレクをするときに、こんなに課題があって、今、調整中だと普通言わないでしょう。そういう問題点をレクとして言われたということの認識はございません。
- ◆小野峯生委員 そういうふうな認識はないと、詳しい説明はないと。課題は、後ろにいるのだけれども、説明はしなかったのですか、全く。今、もう聞きませんけれども。あなたがたはそう答えているのですよ、私にね。課題等を知事には説明したということを私に言いましたよね、さっき。言ったと言ってるのです。それはそれで。

それで、そういうふうな決裁をしたと。出資を認めたということですが、そういった中で、知事から何の疑問もなく、例えば、船の購入、それから絞り込み状況ですよね。オハマナ号に絞り込んでいると。ここでオハマナ号に決めて、それで出資をするのだというふうな意識、あるいは船の業態等々、改造費等々についての知事のほうからの質問はなかったわけですか。

◎泉田裕彦知事 この事業なのですけれども、日本海横断航路プロジェクト事業というのは、これまでの経緯からいって、飽くまでも補助金でだれかの船を借りてきて動かすという形では安定運航ができない。よって船を調達して、自らのものとして運航させると。ただ、海運業は初期投資が巨大になるので、融資で調達をしてしまうと元本返済も含めて経営がすぐ行き詰まるので、出資をしますというために作ったスキームということになっています。したがいまして、どういう船を買うか、船舶売買は官民合同プロジェクトですので、基本的には専門家が詰めていくということになるということだと思います。

したがいまして、この、例えば、県は営業とか、集客をやるわけですので、内装がどんなだとか、 古いだとか、そういうような写真は、これは6月かな、8月かどちらか分からないのですけれども、 どちらかで見たということだと思いますけれども、検船レポートにあるような性能とか、機関がどうだとか、コストがどうだというような事業計画の説明ということを受けて、それで決裁したわけではありません。時間的にも極めて短時間というものでありました。

◆小野峯生委員 どちらにしても、そういう意識がなかったにしても知事、県民の税金を使って出資をしたというふうなことの意識は、どの程度お持ちだったのですか、そのとき。

◎泉田裕彦知事 これは政策実施の優先順位の問題というふうに思います。すなわちどういう船を買うかというところ、これは基本的にはやはり専門家がやるべきところであります。出資というのは、冒頭に申し上げましたとおり、利益を上げるための投資事業としてやっているわけではないのです、県がやる場合は。赤字が予想される航路の中で、ほかからのお金の呼び水として、最初に県が出さなければ、ほかも出さないでしょうということがある中での、最初の初期投資をするための資金調達を支援するための出資ということですから、民間企業が投資するような事業計画を詳細に詰めるということではなく、資金調達をして海運業として、この航路の横断を進めるための種金として出資ということをやったということであります。

◆小野峯生委員 種金としての出資であれば、そんなに簡単に出していいのですか。

◎泉田裕彦知事 したがいまして、これは先ほど申し上げたとおり、バランスの問題なのです。準備が進んで、問題点については解消というか、対応していますという報告なのです、私のところには。だって出資をしてくれというから、当然、そういう報告になりますよ。したがって、課題、古いのではないかとか、そういったものは対応できるという前提で、出資をしてくれということが来ているわけです。

一方で、そこまでやっているのに、手付金を支払わないと調達ができなくなってしまう。そういう中の判断でどちらを優先しますかということです。つまり問題点は、一応、対応しているという報告の中で、手付けを打たないと逃がしてしまうと言われたときに、これは先送りしてくれという理由もないということだと思います。

- ◆小野峯生委員 今思い出したのですが、数年前の佐渡汽船株式会社の小木・直江津航路でありますが、そこへ高速フェリーを導入したというときがあるのですが、あのときは私も少し覚えているのですが、そのときはいろいろとやはり、知事もどういう船を買えたか、あるいはどういうふうな出資形態を、支援策を組むかということで、随分と発言をなさいましたよね。この件とどこがどう違うのですか。私、分からないのですが、どこが違うの。あのときはあれだけ出して、今度は出さないというのは、少し私的にはおかしく感じるのですが、いかがですか。
- ◎泉田裕彦知事 佐渡汽船の小木・直江津航路のときは、県は船の種類には関与しないというふうに答弁したのです。地元当事者で決めてもらうことがいいので、赤字補てんという形で出しますと。 どういう船を使うのか、高速船を使うのか、フェリーにするのかというのは、現場がいちばん分かっているから、現場でやってくださいと。ただ、運航したときの赤字については県が補てんしますという財政支援でいきたいという答弁をいたしておりますので、基本的に発想は一緒ということでございます。
- ◆小野峯生委員 次でありますが、県は筆頭株主ですよね。約65パーセントであります。それで、 3億円出資というふうなことになっているのですが、そういう立場の県は、というかトップの知事 は、新潟国際海運が仲裁判断に従わないというふうに決定したわけです。決めたということについ て、これからの影響等々について、知事はどう思っていますか。
- ◎泉田裕彦知事 これは、事実関係によって変わってくるのだと思います。売主のほうが、説明が事実と違っていたことによって引き起きた問題なのか、買い手側のほうの問題なのか、証明ができなかった問題なのかによって評価が変わってくるということになりますので、やはり実態として何があったのかということが分かった段階で、評価が決まってくるというふうに考えております。

◆小野峯生委員 そうすると、評価が違って、このプロジェクトは、海運業界で非常に、それが解決しないと。例えば、また仲裁にかかったり、いろいろなことをして長引くと。その間、この狭い、大変狭い中古フェリー、そういうふうな業界が世界的に狭いというふうなことを聞いています。そういった中で、評判が、県も非常に関与しているということ、みんな一般的には思われている。そういった中で、この事業はすぐにはできないというふうなことを思っているのですが、知事はどう考えますか。その辺のところはどうですか。

◎泉田裕彦知事 これも、事実関係の解明のスピードによるのではないかと思います。一体だれが悪かったのか。ブローカーなのか、売主なのか。もともと、実際に運航していた会社が倒産して出た船を、仲介業者が買った船ですよね。そこの間に入ったブローカーは、県がお金を支払って雇ったのではなくて、相手側がその給与を支払っていた、相手側代理人的な性格を持っていたというふうに聞いてます。そこを、五十嵐社長は中立でやっているブローカーと認識されているのではないかなというふうに思っているのですけども、一体、どういう人とどういう契約をして、言ったことが通っているのか、通っていないのか。そしてまた、県当局とそれから五十嵐社長との間でどういうやり取りがあって、どこまで情報があったのか。例えば関係者会議をやれば全部、検船レポートが来たのか、契約を見せてもらえたのかというと、そういうことでもないようなのです。

飽くまでも、営業するためにきちんとした客室があるのか、古いのか、冷蔵庫は動くのかという、むしろ乗客の観点でのチェックということと、それからプロが見なければいけない船の性能というものが一緒くたで、議論はやはりできないところがある。契約にしても先ほどから申し上げているとおり、試験運航をしないで、何で買ってしまうのというところ。それも契約で解除をするということがうたわれていない。さらに言うと、事務当局に対しては、解除ができるという説明、つまり手付金ですよね。手付放棄をすれば解除できるという説明だったのです。ただ、実態、契約を後で見ると、もう完全に支払わないといけなくて、1回めの支払いになっているので、説明にそごが生じている。一体だれがどこでどういうことをやっているのかを、まず解明しないと、この評価というのはやはり定まらないと思います。

- ◆小野峯生委員 それでは今のところは、このプロジェクトは進めるという理解ですか。
- ◎泉田裕彦知事 日本海横断航路プロジェクトの重要性、県議会の皆様がたとも今回の事態、よく 把握をして御説明をしたうえで、御相談をさせていただきたいというふうに思います。
- ◆小野峯生委員 次の質問ですが、9月11日ということだったと思いますが、船の改造費について、 交通政策局から見積もりは出さなかったそうですけれども、9億円かかるというふうな説明を受け たというふうな事実はありますか。ないですか。どうぞ。
- ◎泉田裕彦知事 改造費が増高するという話があったのは9月25日。ただ、このときも、解除条件付きの契約という認識のもとでの説明でした。すなわち、県の仕事というのは、やはり調達をしたうえで事業ができるかどうか。買うお金を調達するということと、当初赤字であっても何年かして黒字になるような形の集荷・集客、これができるか。そしてその事業計画が円滑にいくかということですから、改造費が増高してもそれを吸収できるプログラムが作れるか、つまり融資で調達してきてもいいわけですから、途中の運転資金については。そういったものを調べる必要があるということだと思います。いずれにしても、費用の増高の話があったのは、9月25日ということだと思います。
- ◆小野峯生委員 率直に感想を聞きます。9億円かかるといったときに、船の価格等々から勘案して、知事は率直にどう思いましたか。これはいけると思いましたか。今も説明があったけれども、 率直に感想としてどう思ったのですか。
- ◎泉田裕彦知事 これは事業計画次第ということだと思います。どういう形で資金調達、つまり、 ハードが高くても売り上げが大きいと回収できるということになるわけです。期間的にも、1年間で9億円を全部回収するわけではなくて、たしかあのときは、船は船齢というのですか、船の年齢、二十数年なのですけれども、40年とか50年とか、きちんとメンテナンスすれば使えるというよう

な話もあった。そうすると、一体どれくらいの期間でどんなメンテナンスコストを立てて、そして どういう集客とそれから集荷をしたうえで返済していくのかということですから、売り上げとのバ ランスになりますので、それは見ないと。だって新品の船だってうまくいく可能性があるわけです からね。そこは事業計画を見ないと評価できないということだと思います。

- ◆小野峯生委員 それで、今まで知事はこの件について、今までの推移をきちんと、両方の言い分を、推移を見守るみたいな話をしていました。今後は、こうなったからには積極的に県の、要するに新潟国際海運に持っている、筆頭株主、65パーセントの県の権限をきちんと行使しながら、きちんとした解明のために努力していただけますか。
- ◎泉田裕彦知事 先ほども冒頭で申し上げたとおりなのですが、県として執りうる最大限の措置を 執りながら、真実に迫ってまいりたいと思います。
- ◆小野峯生委員 柄沢委員も聞きましたが、私はそんな甘いものでは、知事の責任は、トップとしてない。もっと重大なものがあるというふうに思っています。ということで、最後、本当に知事の、自分自身の責任というものは、今、本当に真剣に考えていただきたいと思っておりますが、今現在でどう考えていますか。お伺いして終わります。
- ◎泉田裕彦知事 このような事態を招きましたこと、日本海横断航路プロジェクト、これは新潟の拠点性を高める、そしてまた、歴史的にも、これは経済界を含めて大変切望してきた事業です。それが円滑に進んでいないことは大変申し訳なく思っております。自らの処分も含め、そしてまた県として執れる最大限の措置を執って、責任を果たしてまいりたいと思います。